

低燃費車の自動車取得税 軽減対象車一覧表

《ディーゼル車編》

平成11年5月13日



運輸省

この冊子は平成11年度税制改正において低燃費車に係わる自動車取得税の軽減となる対象車一覧表です。

軽減となる対象の要件については下記のとおりです。

記

<低燃費車優遇措置の内容>

対 象：新燃費基準達成車両

（ガソリン車：2010年度、ディーゼル車：2005年度）

軽減内容：自動車取得税の課税標準より30万円を控除

・自家用車 15千円の減税（30万×5%分）

・営業用・軽自動車 9千円の減税（30万×3%分）

実施時期：本年4月1日登録・届出分より（2年間）

[注 意 事 項]

1. この一覧表に収録されている車両は平成11年4月1日から13年3月31日まで実施される「低燃費自動車優遇税制」の適用を受けるものです。
2. 低燃費自動車とは、平成11年4月1日より施行される改正省エネ法で定められている基準となるべきエネルギー消費効率（燃費目標基準値（ガソリン車：平成22年度、ディーゼル車：平成17年度））を上回っている車両です。
3. 燃費目標基準値は等価慣性重量ランク別に定められ、次項のとおりです。
4. 同一型式でも類別区分番号によっては燃費目標基準値を満たしていないものがあり、その場合には本書に掲載されていません。
5. 車両型式欄の 印のついている型式は「構造A」（乗用車派生貨物車）を示します。
6. この一覧表は平成11年5月13日現在のものが掲載されております。

「目 標 基 準 値」

1. 乗用自動車

(1) ガソリン車

区 分	基準エネルギー消費効率
1. 車両重量が 703kg未満	21.2
2. 車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8
3. 車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9
4. 車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0
5. 車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0
6. 車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5
7. 車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9
8. 車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8
9. 車両重量が2,266kg以上	6.4

(2) ディーゼル車

区 分	基準エネルギー消費効率
1. 車両重量が1,016kg未満	18.9
2. 車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2
3. 車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2
4. 車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9
5. 車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8
6. 車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8
7. 車両重量が2,266kg以上	8.7

2. 貨物自動車

(1) ガソリン車

区 分				基準エネルギー消費効率
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
1. 軽自動車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2
			構造 B	17.0
		703kg以上828kg未満	構造 A	18.0
			構造 B	16.7
	828kg以上			15.5
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9
			構造 B	16.2
		703kg以上828kg未満	構造 A	16.5
構造 B			15.5	
828kg以上			14.9	
2. 車両総重量が1.7トン以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8
		1,016kg以上		15.7
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9
		1,016kg以上		13.8
3. 車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5
			構造 B	12.3
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7
	1,516kg以上			9.3
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	12.5
			構造 B	11.2
		1,266kg以上		

備考

- 1.この表において「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第4号に規定する積車状態におけるガソリン貨物自動車の重量をいう。
- 2.この表において「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第3号に規定する空車状態におけるガソリン貨物自動車の重量をいう。
- 3.この表において「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - イ.最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ロ.乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ハ.運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。）であること。
- 4.この表において「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

(2)ディーゼル車

区 分				基準エネルギー消費効率
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
1.車両総重量が1.7トン以下のもの	手 動 式			17.7
	手動式以外のもの			15.1
2.車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4
			構造 B	14.6
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1
		1,516kg以上		12.5
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5
			構造 B	12.6
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8
	1,766kg以上		9.9	

備考

- (1) ガソリン車の表備考1から4までは、この表において準用する。

目 次

ト ヨ タ 1
日 産 11
マ ッ ダ 25
ニホンフォード 29
本 田 技 研 30
いすゞ自動車 35
富 士 重 工 49
ダ イ ハ ッ 50

トヨ
タ

日
産

マ
ッ
ダ

ニ
ホ
ン
フ
ォ
ー
ド

本
田
技
研

い
す
ゞ

富
士
重
工

ダ
イ
ハ
ッ

<メーカー等の問い合わせ先>

会社名	住所	担当部署	電話
いすゞ自動車株	東京都品川区 南大井6-26-1	国内業務室 商品政策部	03-5471-1221
ダイハツ工業株	大阪府池田市 ダイハツ町1-1	国内企画部	0727-54-3108
トヨタ自動車株	愛知県名古屋市 東区泉1-23-22	お客様相談センター	0070-800-778899
日産自動車株	東京都中央区 銀座6-17-1	商品計画部	03-5565-2374
富士重工業株	東京都新宿区 西新宿1-7-2	マーケティング推進部	03-3347-2224
本田技研工業株	東京都港区 南青山2-1-1	販売部 販売業務ブロック	03-5412-1410
マツダ(株)	広島県安芸郡 府中町新地3-1	国内販売本部 国内総括室 総務グループ	082-286-5772
フォード・セールス・ ジャパン(株)	東京都港区 虎ノ門4-3-20 神谷町森ビル	品質保証部 車両認証グループ	03-5470-2625
三菱自動車工業株	東京都港区芝5-33-8	渉外グループ	03-5232-7173

<問い合わせ関係団体>

社団法人 日本自動車工業会
東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル
業務部 TEL 03(5219)6659

日本自動車輸入組合
東京都千代田区麹町5-7 秀和紀尾井町TBRビル
TEL 03(3222)5421

社団法人 日本自動車販売協会連合会
東京都港区南青山5-7-17 青山小原ビル
TEL 03(3400)8404

社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
東京都新宿区新宿3-1-16 TEL 03(3359)2661

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
東京都港区元赤坂1-1-16 TEL 03(3404)6141

低燃費車の自動車取得税軽減対象車一覧表

《ディーゼル車編》

平成11年5月

運 輸 省

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03(3580)3111